

20201120

削除 様

お世話になっております。 札幌市建設局道路認定課の削除と申します。

11月19日にお電話にてお問合せいただきました、取付道路工事許可に必要な書類等について回答させていただきます。

道路認定課としましては、通行に必要な取付道路を設置することを土地所有者として許可するにあたり、設置後に市有地の財産管理に支障が無いかどうかの確認をしたいと考えております。

そのためには、取付道路の工事に関する図面等による確認が必要となります。

ご提出していただいた図面等の内容によっては、南区土木センターへの「道路工事承認申請書」等の提出が必要となる場合も想定されるため、「札幌市私人の行う道路工事に関する規則」第4条に定められた下記書類の提出をお願いいたします。

- 1 工事現場の位置及び見取図
- 2 工事の設計書（仕様書及び設計図面）

提出いただいた後、図面等を確認させていただき、その他の書類提出が必要となる場合は、別途ご案内させていただきたいと考えております。

また、取付道路工事実施に際し、砂防法や宅地造成等規制法による許可が必要な場合は、工事実施前に、許可を得ていることを確認させていただくことになります。

お手数をおかけいたしますが、まずは図面等の提出についてご検討いただきますようお願いいたします。

札幌市建設局総務部道路認定課 doronintei@city.sapporo.jp